

豊橋市上下水道局広告掲載要綱

上下水道局の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して必要な事項は、豊橋市広告掲載要綱（平成22年8月16日決裁）の例による。この場合において、第1条、第2条第1号及び第3条第1項中「市」とあるのは「上下水道局」と、第2条第4号中「部長 豊橋市決裁規程（昭和43年豊橋市訓令第4号）第2条第1号に規定する部長（上下水道局長を除く。）をいう」とあるのは「局長 豊橋市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年豊橋市条例第38号）第3条第2項に規定する上下水道局長をいう」と、第3条第3項第12号及び第9条中「市長」とあるのは「局長」と、第4条第1項中「当該広告媒体を所管する部長が財務部長に協議して」とあるのは「局長が」と、同条第2項中「当該広告媒体を所管する部長」とあるのは「局長」と、第5条及び第8条中「部長」とあるのは「局長」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年8月16日から施行する。